

2005年アジアの環境重大ニュース（暫定版）

概 要

1. はじめに

財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）では、アジア太平洋地域の環境問題及び政策の動向を収集、整理し、同地域における環境問題や、持続可能な社会形成の進捗状況を紹介することを目的として、1998年から毎年、アジア太平洋地域における環境重大ニュースを公表している。今年のアジアの環境重大ニュース（暫定版）では、3機関、16カ国、合計93件のニュースを収集することができた。これらのニュースは、協力機関または研究者によって選定されたもので、必ずしも各国や機関等の公式な見解ではないが、本地域の環境に関する最近の動向及び問題をまとめることができたと考えられる。今後、5カ国のニュースを加え、2006年3月に最終版の発行を予定している。

寄せられた情報は多岐にわたるが、概要では、「地球温暖化」、「大気環境」、「水環境」、「廃棄物・リサイクル」、「有害化学物質」、「自然保護」及び「各種施策・制度」を中心にまとめた。

2. 地球温暖化

今年2月16日の京都議定書発効に伴い、アジア太平洋地域では京都メカニズムの活用への期待が高まっており、中でもクリーン開発メカニズム（CDM）の取組が活発化している。CDMプロジェクト運行管理弁法が制定された中国、環境大臣令による指定国家組織（DNA）が設置されたインドネシアや、国内CDM承認プロセスに関する法規が署名されたフィリピンなど、CDMプロジェクト審査のための制度がアジア各国で一層整備されつつある。

なお7月には、京都議定書を補完する位置付けの「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」が発足し、クリーンで効果的な技術の開発を通じた環境問題への国際的な取組が始まった。

また、気候変動への適応問題がアジア太平洋地域の緊急の課題となっている中、1月に、気候変動への適応に関する国際ワークショップがバングラデシュのダッカで開催された。適応問題を開発計画の軸に据えることの重要性や、気候変動に対して脆弱である地域の対策等について議論が行われた。

3. 大気環境

大規模な経済発展と都市化の進むアジア太平洋地域では、深刻化する大気汚染問題や急

速なモータリゼーションへの対応は重要な課題である。

ネパールでは、古い車両の排気ガスがカトマンズ盆地の大気汚染の主な原因となっているとして、製造後20年を超える車両の排気ガス試験を強化し、不適格な車両の即時撤去を始めた。試験に合格した車両についても、今後2年に限り走行が許される。

パキスタン最大の州であるパンジャブ州では、環境にやさしい車の普及を目指し、2ストロークエンジンのリクシャーの新規製造と登録を禁止し、CNG（圧縮天然ガス）バスを推進するなど、都市の大気汚染緩和を目指した政策が実施されている。

マレーシアでは、バイオ燃料政策が起草され、2007年までに世界に先駆けてバイオディーゼル燃料の主要ユーザーを目指すこと、そして2008年までに現在のディーゼルからパーム油を原料とするバイオ燃料に移行することなどが盛り込まれた。

4. 水環境

経済開発に伴う水質汚染は依然深刻であり、人々の生活や生態系に甚大な影響を及ぼしている。

中国では、11月13日に吉林の石油化学工場で爆発があり、ベンゼンとニトロベンゼンが中国東北部を流れる松花江に流入した。黒龍江省の省都ハルビンでは、4日間にわたって断水が行われるという前代未聞の事態に陥った。この事故では、松花江に接するロシアにも大きな不安をもたらした。

ネパールの代表的河川であるナラヤニ川では、沿岸の工場から排出された有害化学物質により汚染が進み、水生生物に脅威を与えている。すでに魚やワニに被害が出ているが、水質試験の結果によると、水生生物の絶滅につながる恐れがあるという。

一方で、水資源の保護や水質管理に積極的に取り組む各国の様子も報告されている。マレーシアでは河川流域管理計画が承認され、全ての州に集水地域を公表する義務が生じた。ニュージーランドでは、2006年度に予定されている飲料水のための新たな全国環境基準設定に向けての協議が、関連省庁、専門家、一般市民を含めて行われている。また、オーストラリアでは、20億オーストラリアドルにのぼるオーストラリア政府水基金が創設され、インフラ整備や水管理能力の向上に充てられることになった。

5. 廃棄物・リサイクル

廃棄物・リサイクル問題については、経済活動と環境保全の両立を図る方策が模索されている。

昨年G8サミットにて提案された3R(Reduce: 廃棄物の発生抑制、Reuse: 再使用、Recycle: 再生利用)に関して、4月に3Rイニシアチブ閣僚会合が東京で開催され、3Rイニシアチブが正式に開始された。

ブータンで開催された UNEP サブリージョナル環境政策対話では、E-waste（電気電子機器廃棄物）問題がアジア太平洋地域の重要な環境問題として取り上げられた。都市部の人口増加や大量消費の拡大に伴い、E-waste の排出量は年々増加の一途をたどっており、地域内協力の必要性が議論された。

また、中国では、中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法が改正され、4月に施行された。有害廃棄物の取扱許可や農村部の固体廃棄物汚染防止等に関する内容の改訂が行われたほか、拡大生産者責任（EPR）制度が確立された。

6. 有害化学物質

オゾン層破壊問題に関して、国際的枠組を通じた協力が進んでいる。国連環境計画（UNEP）の報告によると、アジア太平洋地域ではフロンガスの消費量が半減した。今年のアフガニスタンとブータンがモントリオール議定書を批准しており、オゾン層破壊物質全廃に向けたアジアでの取組が一層進むものと期待されている。カンボジアは、ウィーン条約及びモントリオール議定書締約国として、オゾン層破壊物質の使用停止などを定めた「オゾン層破壊物質の管理に関する準法令」を3月に採択した。

また、韓国では、揮発性有機化合物（VOC）排出量削減に向けて、VOC含有量の基準が初めて設定された。

7. 自然保護

今年も、豊かな自然に関する多くの報告が寄せられた。

ブータンには 650 種を超える鳥類が生息し、絶滅の危機に瀕した鳥類を目にすることもできる。自然保護とその持続可能な利用を重視してきたブータンの取組が評価され、国連環境計画（UNEP）から初の「地球大賞」を授与された。日本では6月に、世界的に希少な海鳥類や渡り鳥類にとって重要な地域である知床が世界遺産に登録された。フィリピンでは、17カ国70名の国際調査チームによる、パングラオ島深海での何百種にも及ぶ新種のカニやエビ、極小貝の発見が公表され、フィリピンの豊かな海洋生物多様性が世界的な脚光を浴びた。

また、生物多様性の保全に向けた試みも積極的に行われている。ベトナムでは、国連開発計画（UNDP）の支援により、生物多様性保全と湿地資源の持続可能な利用に向けたプロジェクトが2カ所の保護区で実施されることになった。バングラデシュでは、鯉の純血種を守るための保護区の設置が計画されている。カザフスタンにある中央アジア地域環境センター（CAREC）では、イリ川・バルハシ湖流域の生態系管理プロジェクトを試験的に導入し、地球上でも最大の湖水生態系を有する水域の持続可能な開発に向けて研究を開始した。

8. 各種施策・制度

a) 各国の取組

法律の整備など、アジア各国の政府が積極的に環境問題に取り組む姿が報告されている。ラオスでは、開発事業に伴う悪影響への補償に関する法令と、環境関連の地域開発を目的とする事業等に資金援助を行う環境保護基金に関する法令が承認された。ベトナムでは、環境保護法が改正され、来年7月に発効する。税法改正が行われたニュージーランドでは、企業の環境に関する支出に対して税控除が認められるようになった。

また、政府主導によるユニークな試みも行われた。韓国環境部は、家庭に残っている古い携帯電話を小中学生から回収するキャンペーンを行い、携帯電話に内蔵されている有害物質の存在と再生利用の重要性についての認識を高めた。日本では、地球温暖化防止の一環として、環境省が「COOL BIZ」（夏のノーネクタイ、ノー上着ファッション）を提唱した。

b) 地域間・国際協力

環境問題に対する国境を越えた取組が進められている。

5月にカザフスタン・アルマティで開催された第二回オーフス条約（環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約）締約国会議では、中央アジアのNGO諸団体が中央アジア各国でのオーフス条約実施における状況を発表し、積極的なNGOの参加を進める提案を行った。

11月には、第13回南アジア地域協力連合首脳会議がバングラデシュのダッカで開催され、2007年を「南アジア緑化年」とする宣言を採択し、域内で緑化キャンペーンが展開されることになった。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書については、締約国であるカンボジアが国連環境計画（UNEP）と地球環境ファシリティ（GEF）の支援によりバイオセーフティに関する法案を作成した。なお9月には、遺伝子組換え生物の主要な輸出入国である中国も締約国となった。

また、「自然の叡智」をテーマに21世紀における自然と人類の密接な関係を重視した日本国際博覧会（愛・地球博）が3月から9月まで名古屋で開催され、2,200万人の入場者があった。

9. その他

昨年末に発生したスマトラ沖地震とインド洋津波が、アジア太平洋地域に甚大な影響を及ぼしたことは記憶に新しい。復興に向けた取組が進められているが、未だに多くの人々が不自由な生活を強いられている。スリランカでは、津波による地下水汚染の被害を受け、

約 62,000 の井戸が汚染された。水道設備の整っていない地域では、健康上の問題が起きたケースも報告されている。マレーシアからは、これまでの教訓に学び、地震・津波の警告メッセージ発信システムがテスト段階に入っていると同時に、暴風雨による人命損失や建物の被害を最小限にとどめるため、衛星技術を利用した土石・泥流警告システムの構築も計画されているとの報告があった。また、10 月にはパキスタン北部をマグニチュード 7.6 の大地震が襲い、大きな被害をもたらした。

今年、環境影響評価 (EIA) に関する報告が目立った。中国では、環境保護の見地から、国家環境保護総局が三峡ダム周辺の 13 の省と市で最大級の発電所 30 ヶ所の建設計画を中止するなど、今年には環境影響評価騒動の年となった。ブータンでは、人口と開発活動の増加により環境に対する圧力が増大している中、環境影響評価法の制度化が進んでおり、環境アセスメントガイドラインの更新などが行われた。中央アジアでは、「越境環境影響評価に関する国連欧州経済委員会条約 (ESPOO 条約、EIA 条約)」の枠組内で、中央アジア隣接国間にまたがる評価手続きを策定するガイドライン草案が作られた。

また、日本では今年アスベスト問題が表面化し、政府が本格的な対策の検討を開始した。日本では 1970 年代中頃まで多数のビルがアスベストを使用して建設されており、アスベストによる被害のさらなる拡大が懸念されている。